

第5節 野生鳥獣の適正管理

1 野生鳥獣の適正管理の推進

(1) 野生鳥獣の保護管理対策

野生鳥獣は、害虫を捕食するなど農林業の振興のうえで有益な面を持っているだけでなく、植物の種子の媒介など自然生態系の維持においても重要な役割を持っており、また、人間生活に潤いを与えてくれる存在でもある。

本県は、豊かな自然環境に恵まれ、野生鳥獣の種類も多く、鳥類336種、獣類60種が確認されている。その中で、県の鳥にはコマドリを、県獣には国の特別天然記念物であるニホンカワウソをそれぞれ指定している。

鳥類については、石鎚山は、高山鳥として有名なホシガラスをはじめカヤクグリ、ルリビタキ、メボソムシクイ等の日本における南限繁殖地として知られ、学術上貴重な地域となっている。

また、中予地方や東予地方の河川（重信川、加茂川、関川等）の河口域やアシの繁った場所は、旅鳥が休息や摂餌するための重要な地域であり、珍鳥ミヤコドリ、ヘラシギなどが渡来し、南予地方の西予市では、18年から9季連続でコウノトリの滞在を確認しているほか、ナベヅルやマナヅルも継続した飛来が確認されている。

獣類については、大型獣としてニホンジカ、イノシシが生息し、その他タヌキ、ハクビシン、アナグマ、テン、イタチ、リス、ムササビ等が生息している。イノシシやニホンジカは、日本に古くから生息する野生動物で、生態系を構成する一要素として、また、貴重な狩猟資源として重要な役割を果たしている。

しかし、近年、生息数の増加や生息域拡大により農林業への被害や自然植生への影響が深刻化していることから、被害軽減を図り、人と特定鳥獣との共存に資することを目的に第二種特定鳥獣管理計画を策定し、科学的・計画的な管理に取り組んでいる。

① イノシシ適正管理計画

近年、イノシシによる農作物被害が県内全域で深刻な状況となっていることから、これらの被害軽減の有効な対策として、イノシシの長期にわたる安定的維持を目標とした科学的・計画的な管理により、その生息数を適正なレベルにコントロールするための目標と手法を定めるイノシシ適正管理計画を平成16年3月に策定し、被害が急増する以前の水準となる平成5年度程度まで農作物被害額を抑えることを目標に、狩猟期間を延長するなど捕獲数の強化策に努めた結果、農林作物被害額の増加を抑制しているが、依然として被害レベルは高水準であることから、平成29年3月に第4次イノシシ適正管理計画を策定し、引き続き、科学的・計画的な保護管理に取り組んでいる。

○イノシシ適正管理計画の主な内容

- ・ 期 間：第1次計画 平成16年4月1日～19年3月31日
第2次計画 平成19年4月1日～24年3月31日
第3次計画 平成24年4月1日～29年3月31日
第4次計画 平成29年4月1日～令和4年3月31日
- ・ 区 域：県内全域

- ・ 目 標：農産物の被害レベルを平成5年度程度に抑える
- ・ 個体群管理：第3次計画の捕獲目標頭数 25,000 頭の 1.2 倍である年間 30,000 頭を目標に捕獲に努める
- ・ 方 法：狩猟期間を11月1日から3月15日まで1ヵ月半延長（法定の狩猟期間に対し2週間前倒し及び1ヶ月延長）、休猟区での捕獲を認める特例休猟区制度の導入、禁止猟法の一部解除（くくりわなの輪の直径が12センチメートルを超えるわなの捕獲）、効果的・効率的な捕獲手法の導入の奨励

② ニホンジカ適正管理計画

近年、特に南予南部地域におけるニホンジカによる農林業被害が著しく増加し、深刻な状況となっていることから、ニホンジカによる農林作物被害を軽減し、人とニホンジカとの共存を図っていくため、ニホンジカの長期にわたる安定的維持を目標とした科学的・計画的な管理により、その生息数を適正なレベルにコントロールするための目標と手法を定めるニホンジカ適正管理計画を平成20年10月に策定し、対策を講じてきたが、南予南部以外の県内各地においても生息域の拡大が見られ被害が確認されたことにより、平成29年3月に、県内全域を対象とした第3次ニホンジカ適正管理計画を策定し、科学的・計画的な保護管理に取り組んでいる。

同計画においては、国がシカの個体数を令和5年度までに半減させることを当面の目標にしたことから、引き続き捕獲圧を強化し、その生息数を適正なレベルにコントロールすることを目標としており、科学的・計画的な管理を行うため、各施策の実施、モニタリングと評価を行うなど、長期的に取り組んでいる。

○ニホンジカ適正管理計画の主な内容

- ・ 期 間：第1次計画 平成20年11月1日～24年3月31日
第2次計画 平成24年4月1日～29年3月31日
第3次計画 平成29年4月1日～令和4年3月31日
- ・ 区 域：第1次計画 宇和島市、鬼北町、松野町、愛南町
(ただし、島しょ部は除く。)
第2次計画 県内全域
第3次計画 県内全域
- ・ 目 標：令和5年度までに個体数を平成26年度の半数に近づける。
- ・ 個体群管理：年間11,000頭を目標に捕獲に努める。
- ・ 方 法：狩猟期間を11月1日から3月15日まで1ヵ月半延長（法定の狩猟期間に対し2週間前倒し及び1ヶ月延長）、休猟区での捕獲を認める特例休猟区制度の導入、禁止猟法の一部解除（くくりわなの輪の直径が12センチメートルを超えるわなの捕獲）、捕獲数の制限の解除（1日当たりの捕獲数は、制限なし）、効果的・効率的な捕獲手法の導入の奨励
- ・ 指定管理鳥獣捕獲等促進事業の主な内容

石鎚山系地域、同山系への侵入が推定される東予東部地域及び東予西部・中予北東部地域、県下でも最も生息密度が高い南予南部地域において、ニホンジカ個体群の個体数調整を実施した。

・効果的捕獲等促進事業の主な内容

石鎚山系地域において、ニホンジカによる自然植生被害の拡大が懸念されており、他地域に比べ捕獲従事に長時間を要する等の課題に対し、効果的な捕獲方法の実証を行った。

③ ニホンザル適正管理計画

平成 29 年度から 30 年度にかけて生息状況等を調査した結果、県内にはニホンザルが 79 群れ、約 2,600 頭生息していることが推定された。これを踏まえ、パブリックコメントの実施、「愛媛県特定鳥獣適正管理検討委員会」及び「愛媛県環境審議会」での審議を経て、「第二種特定鳥獣管理計画（第 1 次愛媛県ニホンザル適正管理計画）」を令和 2 年 3 月に策定した。

今後は、計画に基づき、県や市町、地域住民、農林業関係機関等が連携し、ニホンザル個体群の長期にわたる安定的な存続と農林作物等被害軽減を図るため、効果的な捕獲と被害防除対策を推進する。

○ニホンザル適正管理計画の主な内容

- ・期 間：令和 2 年 4 月 1 日～4 年 3 月 31 日
- ・区 域：県内全域
- ・目 標：加害レベル 4 以上の加害群をなくし、県内の加害レベル合計値を令和元年度の数値から半減させる。
- ・個体群管理：対策を強化すべき群れについて、個別に捕獲目標数を設定する。
- ・方 法：集落環境の整備、電気柵の設置、追い払いの推進、実施体制の整備等に加え、生息分布、群れ数、加害レベル、捕獲数・捕獲場所、被害状況、生息環境等についてのモニタリングを実施し、その効果を検証・評価し、保護管理に反映させる。

レベル 0：サルの群れは山奥に生息しており、集落に出没することがないので被害はない。

レベル 1：サルの群れは集落にたまに出没するが、ほとんど被害はない。

レベル 2：サルの群れの出没は季節的で農作物の被害はあるが、耕作地に群れ全体が出てくることはない。

レベル 3：サルの群れは、季節的に群れの大半の個体が耕作地に出てきて、農作物に被害を出している。

レベル 4：サルの群れ全体が、通年耕作地の近くに出没し、常時被害がある。まれに生活環境被害が発生する。

レベル 5：サルの群れ全体が、通年・頻繁に出没している。生活環境被害が大きく、人身被害の恐れがある。人馴れが進んでいるため被害防除対策の効果が少ない。

【加害レベルごとの群れの特性（環境省ガイドライン）】

| 群れ名 | 推定頭数 | 推定加害レベル | 群れ名 | 推定頭数 | 推定加害レベル | 群れ名 | 推定頭数 | 推定加害レベル |
|----------|-------|---------|-------|-------|---------|--------|-------|---------|
| 四国中央A | 10~15 | 3~4 | 西条今治A | 20~30 | 4 | 西予北北A | 20~30 | 3 |
| 四国中央B | 30~40 | 3 | 今治A | 100 | 4 | 北北A | 20~30 | 2 |
| 四国中央C | 50 | 4 | 今治B | 不明 | 0 | 北北B | 20~30 | 2 |
| 四国中央D | 40 | 3~4 | 今治松山A | 20~30 | 1~2 | 北北C | 30~40 | 3 |
| 四国中央E | 11~15 | 3 | 松山A | 20~30 | 2 | 北北D | 10~15 | 2 |
| 四国中央F | 20~30 | 0 | 松山B | 40~50 | 3 | 北北宇和島A | 20 | 3~4 |
| 四国中央G | 10~15 | 2 | 松山C | 20~30 | 2 | 松野A | 20~30 | 3~4 |
| 四国中央H | 40~50 | 3~4 | 松山D | 40~50 | 3 | 松野B | 15~20 | 3 |
| 四国中央新居浜A | 50~60 | 4~5 | 松山E | 20~30 | 4 | 松野C | 20 | 3~4 |
| 四国中央新居浜B | 30~40 | 4 | 東温A | 不明 | 0 | 松野D | 20 | 3~4 |
| 新居浜A | 60 | 4 | 東温B | 20 | 3 | 松野E | 10~15 | 3 |
| 新居浜B | 30~40 | 2 | 東温C | 30 | 3 | 松野宇和島A | 60 | 0 |
| 新居浜C | 40~50 | 4 | 東温D | 20~30 | 3 | 宇和島A | 12~15 | 2~3 |
| 新居浜D | 10~20 | 0 | 東温E | 40~50 | 3 | 宇和島B | 20~30 | 3~4 |
| 新居浜西条A | 30~50 | 3 | 西条東温A | 30 | 3 | 宇和島C | 20~30 | 4 |
| 西条A | 30 | 3 | 松山河部A | 30~40 | 3~4 | 宇和島D | 10~15 | 3 |
| 西条B | 30~40 | 0 | 久万高原A | 20 | 0 | 宇和島E | 20 | 3 |
| 西条C | 30~40 | 3 | 久万高原B | 10~20 | 3 | 宇和島愛南A | 20 | 2 |
| 西条D | 30 | 4 | 久万高原C | 30~40 | 3~4 | 愛南A | 20~30 | 3~4 |
| 西条E | 20 | 3 | 久万高原D | 20~30 | 3~4 | 愛南B | 100 | 0 |
| 西条F | 20~30 | 3~4 | 久万高原E | 30 | 4 | 愛南C | 10~20 | 2~3 |
| 西条G | 40~50 | 4 | 久万高原F | 30 | 3 | 愛南D | 20~30 | 4 |
| 西条H | 30~40 | 4 | 久万高原G | 50~60 | 4 | 愛南E | 10 | 3 |
| 西条I | 100 | 4 | 久万高原H | 40~50 | 4 | 愛南F | 10~30 | 3 |
| 西条J | 30~40 | 4 | 久万高原I | 20 | 1 | 愛南G | 20~30 | 3~4 |
| 西条K | 50 | 2~3 | 西予A | 10~15 | 2 | 愛南H | 20~30 | 3 |
| | | | | | | 愛南I | 20~30 | 0~1 |

【群れ別の推定頭数及び推定加害レベル】

| 令和元年度(計画策定時) | | | 被害防除対策と捕獲、環境整備によるレベル軽減 | 令和11年度(10年後) | | |
|--------------|----------|---------------|------------------------|--------------|----------|---------------|
| 加害レベル(A) | 推定群れ数(B) | 加害レベル計(A)×(B) | | 加害レベル(A) | 推定群れ数(B) | 加害レベル計(A)×(B) |
| 0 | 8 | 0 | | 8 | 0 | |
| 0~1 | 2 | 2 | | 2 | 2 | |
| 1~2 | 10 | 20 | | 44 | 88 | |
| 2~3 | 27 | 81 | | 9 | 27 | |
| 3~4 | 31 | 124 | | 0 | 0 | |
| 4~5 | 1 | 5 | | 0 | 0 | |
| 合計 | 79 | 232 | | 63 | 117 | |

※加害レベル計：加害レベルの値(0~1の場合、1とする)に群れ数を掛けた値

【加害レベル合計値の半減イメージ】

④ 鳥獣保護区の指定等

令和元年度においては、鳥獣保護区8箇所を更新し、令和2年3月末現在、鳥獣保護区57箇所（うち国指定1）、特別保護地区11箇所（同1）を指定している（表2-4-7）。

表2-4-7 鳥獣保護区指定状況（令和2年3月31日現在）

| 指定区分 | 鳥獣保護区 | | 特別保護地区 | | 特別保護指定区域 | |
|----------|-----------|---------------------|-----------|----------------|----------|--------|
| | 箇所数 | 面積(ha) | 箇所数 | 面積(ha) | 箇所数 | 面積(ha) |
| 大規模生息地 | 1 (1) | 9,502 (9,502) | 1 (1) | 802 (802) | | |
| 森林鳥獣生息地 | 31 | 14,169 | 9 | 1,245 | 1 | 135 |
| 集団渡来地 | 6 | 40,145 | 1 | 74 | | |
| 身近な鳥獣生息地 | 19 | 750.8 | | | | |
| 計 | 57 (1) | 64,566.8 (9,502) | 11 (1) | 2,121 (802) | 1 | 135 |

注（ ）内は、国指定で内数

⑤ 鳥獣保護管理員の配置

令和元年度においては、鳥獣保護区及び休猟区等を管理する鳥獣保護管理員を県内に52名配置し、鳥獣保護管理事業の円滑な運営を図っている。

⑥ 愛鳥思想の普及啓発

愛鳥思想の普及啓発を推進するため、毎年、愛鳥週間行事の一環として、県下の小・中・高等学校の児童・生徒からポスター図案の募集を行い、表彰を行っている。

○愛鳥ポスターコンクール

愛鳥週間（5月10日～16日）を機会に、広く県下の児童及び生徒から愛鳥週間用ポスター原画を募集し、その製作過程を通じて野生鳥類について保護思想を高めるとともに、一般県民への普及、啓発を図るため、愛鳥ポスターコンクールを実施しており、令和元年度の応募及び表彰状況は、次のとおりである。

・応募者数 360名（53校）

（内訳）小学校：65人（11校）

中学校：214人（32校）

高等学校：81人（10校）

・入選者数

金賞【知事賞】：9名【小学校2、中学校5、高等学校2】

銀賞（愛媛県自然保護協会会長賞）10名（小学校3、中学校5、高等学校2）

銅賞（愛媛県自然保護協会会長賞）10名（小学校2、中学校5、高等学校3）

佳作（愛媛県自然保護協会会長賞）10名（小学校0、中学校8、高等学校2）

⑦ 生息数の調整

農林作物及び人畜に被害を及ぼす有害鳥獣の捕獲を行っている。令和元年度における捕獲の状況は、表2-4-8のとおりである。

表2-4-8 有害鳥獣捕獲状況

| 鳥 類 | | 獣 類 | |
|------|----------|-------|-----------|
| 種 別 | 数 量 | 種 別 | 数 量 |
| カラス類 | 4,234(羽) | ノウサギ | 304(羽) |
| ヒヨドリ | 5,633(羽) | イノシシ | 18,297(頭) |
| スズメ類 | 158(羽) | ニホンジカ | 7,745(頭) |
| ドバト | 182(羽) | ニホンザル | 732(頭) |
| キジバト | 12(羽) | タヌキ | 3,468(頭) |
| その他 | 773(羽) | その他 | 2,389(頭) |
| 計 | 10,992 | 計 | 32,935 |

⑧ ガンカモ科鳥類生息調査

毎年1月に行われる環境省の全国調査の一環として実施している。令和元年度のガンカモ科鳥類の生息調査結果は、表2-4-9のとおりである。

表 2-4-9 生息調査結果

| 調査箇所 | 調査面積 (ha) | 個 体 数 (羽) | |
|------|-----------|-----------|--------|
| | | ガン・ハクチョウ類 | 2 |
| 252 | 17,469.8 | カモ類 | 31,317 |
| | | 計 | 31,319 |

(2) 適正な狩猟の推進

令和2年4月現在、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づき、狩猟鳥獣としてマガモ、キジ等の鳥類28種、イノシシ、ニホンジカ等の獣類20種が指定されている。

県では、適正な狩猟を推進するため、狩猟免許試験の実施、狩猟者登録証の交付を行うとともに、第12次鳥獣保護管理事業計画に基づいて、休猟区及び特定猟具使用禁止区域の指定、キジの人工増殖による放鳥、狩猟取締り等を行っている。

また、鉛散弾による水鳥の中毒事故を防止するため、平成15年度に鉛製銃弾の使用を禁止する指定猟法禁止区域の指定を行っている。

① 狩猟免許試験及び狩猟者登録証の交付

令和元年度の狩猟免許試験結果及び狩猟者登録証の交付状況は、表2-4-10及び表2-4-11のとおりである。

表 2-4-10 狩猟免許試験実施状況 (単位：人)

| 種 別 | 法第49条第1号該当者 | | | そ の 他 の 者 | | | 合格者計 |
|--------|-------------|-----|-----|-----------|-----|-----|------|
| | 申込者 | 受験者 | 合格者 | 申込者 | 受験者 | 合格者 | |
| 網 猟 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 2 |
| わな 猟 | 24 | 24 | 22 | 277 | 272 | 265 | 287 |
| 第一種銃 猟 | 10 | 10 | 8 | 66 | 66 | 59 | 67 |
| 第二種銃 猟 | 1 | 1 | 1 | 5 | 5 | 4 | 5 |
| 計 | 36 | 36 | 32 | 349 | 344 | 329 | 361 |

注1 「法第49条第1号該当者」とは、異なる種の既狩猟免許所持者及び災害その他やむを得ない事由により狩猟免許の更新を受けることができなかった者をいう。

2 「網猟」は網、「わな猟」はわな、「第一種銃猟」は装薬銃、空気銃、「第二種銃猟」は空気銃

表 2-4-11 狩猟者登録者数内訳 (単位：人) (令和2年3月末現在)

| 登録の種類 | 県内者 | 県外者 | 計 |
|--------|-------|-----|-------|
| 網 猟 | 5 | 0 | 5 |
| わな 猟 | 2,391 | 18 | 2,409 |
| 第一種銃 猟 | 1,718 | 60 | 1,778 |
| 第二種銃 猟 | 93 | 1 | 94 |
| 計 | 4,207 | 79 | 4,286 |

② 休猟区の指定

狩猟鳥獣の保護を図るため、第12次鳥獣保護管理事業計画に基づき、令和元年度に29箇所、延べ47,522haの休猟区を指定するとともに、平成28年度に指定した26箇所36,768haを期間（3年間）満了に伴い解除した。この結果、令和元年度末現在の県内の休猟区は、全体で76箇所、総面積は、124,362haとなった（表2-4-12）。

また、指定したすべての休猟区について、イノシシ適正管理計画及びニホンジカ適正管理計画の達成を図るため、イノシシ及びニホンジカの捕獲等を行うことができる特例休猟区に指定した。

なお、令和2年度以降は、新たな休猟区の指定は行わない方針である。

表2-4-12 休猟区指定状況

| 指定年度 | 箇所 | 面積 (ha) | 指 定 期 間 |
|------|----|---------|--------------------------|
| 29 | 20 | 31,240 | 平成29年11月1日から令和2年10月31日まで |
| 30 | 27 | 45,600 | 平成30年11月1日から令和3年10月31日まで |
| R1 | 29 | 47,522 | 令和元年11月1日から令和4年10月31日まで |
| 計 | 76 | 124,362 | |

③ 特定猟具使用禁止区域（銃）の指定

猟銃による危険を防止するため、第12次鳥獣保護管理事業計画に基づき令和元年度に、5箇所の再指定を行い、この結果、令和元年度末の特定猟具使用禁止区域（銃）は、全体で72箇所、総面積は10,469.83haとなった。

④ 指定猟法禁止区域の指定

水鳥の鉛中毒事故を防止するため、可猟区における鉛製銃弾を使用した狩猟鳥獣の捕獲を禁止する指定猟法禁止区域を、平成15年度に東・中・南予地区において各1箇所、計3箇所、44.8ha指定している。

⑤ 放鳥事業の実施

本県では、狩猟鳥獣の資源を維持し、狩猟の永続化を図るため、養殖キジを新たに指定する休猟区に放鳥することにより、自然な増殖を促している。令和元年度には、一般社団法人愛媛県猟友会に委託してキジ1,200羽を養殖し、放鳥した。

⑥ 狩猟の取締り

鳥獣の狩猟は、免許を受け狩猟の登録をした者が、法定の猟具により狩猟鳥獣として指定された鳥獣を狩猟期間中（毎年11月15日から翌年2月15日（ただし、イノシシ・ニホンジカについては、11月1日から3月15日まで））に限り行えることとなっており、県では年2回の一斉取締りを実施するほか、パトロールを行い、狩猟違反や事故防止、狩猟マナーの向上に努めている。

第6節 魅力ある里地・里山・里海づくり

1 里地・里山・里海の環境整備

(1) 里地・里山の環境整備

【現状】

本県の大部分を占める中山間地域は、農林水産業の生産の場のみならず、水源かん養や水質浄化、災害の防止、野生動植物の生育・生息の場、環境学習の場などの多面的な機能を有し、また、美しくやすらぎのある良好な景観を形成している。

しかしながら、人口の減少、高齢化の進行などにより、地域コミュニティ機能の低下や農林水産業の担い手の不足、耕作放棄地の増加などの問題が顕在化し、中山間地域における多面的機能の発揮が危惧される状況にある。

【施策の方向】

中山間地域の多面的機能は、農業生産による、農地・農業用水路・ため池等の持続的な利用によって発揮されることから、農林水産業の振興や農山漁村の活性化を図ることで、将来にわたって多面的機能を発揮できる里地・里山・里海の保全と再生に努める。

【主な取組内容】

- ・農業の担い手の確保や農地の利用集積により農業経営基盤の強化を図り、耕作放棄地の発生を防止する。
- ・国の助成制度等を活用し、耕作放棄地の再生を進める。

(2) 里海の環境整備

里海とは、人と自然の領域の中間点にあり、古くから水産・流通をはじめ、文化と交流を支えてきた大切な海域である。健全な里海は、陸域と沿岸海域を一体的に総合管理し、豊かで多様な生態系と自然環境を保全することで、私たちに多くの恵みを与えてくれる。しかしながら、人々の生活や産業活動から排出される汚濁物質等による水質悪化、水質浄化や稚仔魚の保育場として重要な藻場・干潟の機能低下などに対して、人手による適切な管理がなされないと、里海が有する高い生物生産性と生物多様性を維持するのは困難である。

一方、水産業・漁村は、古くから、国民に安全で新鮮な水産物を安定的に提供する役割に加え、藻場・干潟の保全、沿岸域の環境美化等による保健休養・交流・教育の場の提供など多面的機能を有していたが、漁業者の高齢化、漁村人口の減少等により、これらの機能の発揮に支障が生じており、里海の維持管理が困難になりつつある。

そこで、県や市町では、人々が将来にわたり恵みを受取る豊かな「里海」の再生を図ることを目的に、藻場、干潟、サンゴ礁等の保全・再生、海岸清掃など里海の維持管理に係る漁業者を中心とする活動組織の取組みを支援している。



【藻場の分布調査】



【藻場の再生を目的とした苗床作り】

2 地域活動の支援

【施策の方向】

農業者が行う共同活動だけでなく地域住民など多様な主体の参画を得た共同活動にも支援を行い、担い手農家の管理労力を低減し規模拡大による担い手の育成・強化に努める。また、地域ぐるみの活動や都市との交流の促進などにより、活力ある農山漁村づくりを進める。

【主な取組内容】

- ・ 棚田など地域特有の良好な景観の保全を図るとともに、市民農園としての活用など、都市住民やボランティアが一体となった保全・活用を促進する。
- ・ 生き物教室や集落点検、防災訓練などのワークショップの開催等を通じて、中山間地域における用排水路・ため池・農道・農地等の多面的機能の保全と、これら施設の利活用に係る整備、若しくはこれに関する住民活動を支援する。



【生き物教室（調査体験）】



【生き物教室（先生の講義）】

3 新たな魅力創造の支援

平成28年3月に、第2期愛媛県観光振興基本計画を策定し、“国内外に向けたSHIKOKU・EHIMEの発信と、オンリーワン愛媛の確立”に向け、下記4本柱のもと、25施策を展開している。（計画期間：平成28年度～令和2年度）

- ・愛媛ブランド確立による観光資源の魅力向上
- ・インパクトのある観光PRの展開等による誘客機能の強化
- ・東京オリンピック・パラリンピックを契機とした国際観光の一層の推進
- ・地域の総力を挙げた取組みの推進

新たな魅力創造の支援に関しては、“愛媛ブランド確立による観光資源の魅力向上”として、本県にしかない観光資源をオンリーワン愛媛として打ち出し、愛媛ブランドとして確立させるとともに、新たな観光資源を発掘して活用する取組みを進めており、第2期計画で定めた観光客総数の目標値29,000千人の実現を目指して、今後とも、市町や民間と連携しながら、観光客数の持続的な増加につながる有効な施策を展開し、本県観光の振興に積極的に取り組む。

4 集落環境の整備と定住の促進

【施策の方向】

生業（農業生産）、生活（生活環境）、人（地域コミュニティー）を総合的に整備し、定住・移住に繋がる地域づくりに支援する。

【主な取組内容】

中山間地域の特性や地域の実情に応じたきめ細かな生産基盤整備及び農村生活環境基盤整備を総合的に実施することにより、農業・農村の活性化及び地域の定住促進を図る。